

■p. 140 問題No. 8

以下のとおり、訂正いたします。

「弁解録取書は、引致後、直ちに作成する書面であり、逮捕後に得た資料であるから、緊急逮捕状請求時の疎明資料となるものではないが、他の疎明資料と共に持参することになっている。」

■p. 141 解説No. 8

以下のとおり、訂正いたします。

「○ 弁解録取書は、被疑者の身柄の拘束を継続する必要があるかどうか等を判断する裁判官にとって必要な資料であることから、実務上、他の疎明資料と共に持参している。」